僅供委員問政所需參考
不代表本院意見或立場

編號：3227

議題研析

一、題目：日本建築基準法中間檢查制度簡介

二、議題所涉法規

無

三、背景說明（緣起）

建築工程部分工項於施工後，即可能因混凝土澆置、裝修或其他工序而不易再行查驗，其施工階段之檢查時點、範圍及方式，攸關工程法令遵循及安全確認。日本建築基準法設有中間檢查制度，爰予以簡介。

四、問題爭點

簡介日本建築基準法中間檢查制度應接受檢查之範圍，以及近年配合數位技術發展之檢查方式。

五、探討研析

（一）日本中間檢查之特定工程

依日本建築基準法第 7 條之 3 第 1 項規定[1]，建築工程包含「特

[1] 日本建築基準法第 7 條之 3 規定：「建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査を申請しなければならない。一、階数が三以上である共同住宅の床及びはりに鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程。二、前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程（第 1 項）。前項の規定による申請は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない。ただし、申請をしなかつたことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない（第 2 項）。前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事等に到達するように、しなければならない（第 3 項）。建築主事等が第一項の規定による申請を受理した場合においては、検査実施者は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等（建築、大規模の修繕又は大規模の模様

定工程」時，建築主於該特定工程完成後即應申請中間檢查；其中一類係 3 層以上共同住宅涉及政令指定之樓板及梁的鋼筋配置工序者，另一類則由特定行政廳[2]衡酌地方建築發展、施工狀況等，就區域、期間、構造、用途或規模另行指定。

日本建築基準法第 7 條之 3 第 1 項第 1 款政令指定之工序，依日本建築基準法施行令第 11 條規定[3]為「2 樓樓板及支撐該樓板之梁的鋼筋配置」；至特定行政聽指定部分，建築基準法施行規則第 4 條之 11 規定指定之相關事項[4]。

（二）「特定工程」後之工程，須取得中間檢查合格證後始得進行

依日本建築基準法第 7 條之 3 規定[5]，建築工程之特定工程完成後，建築主應申請中間檢查，且原則上須於特定工程完成日起 4 日內申請；主管機關檢查時應確認檢查已施工部分之建築物部分及其基地是否符合建築基準相關規定。

中間檢查結果符合建築基準相關規定者，依日本建築基準法第 7

替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。）について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない（第 4 項）。検査実施者は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築主に対して当該特定工程に係る中間検査合格証を交付しなければならない（第 5 項）。……」，網址：https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000201」，網址：https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000201，最後瀏覽日期：2026 年 10 月 28 日。

[2] 日本建築基準法第 2 條第 1 項第 35 款：「特定行政庁　この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。」，最後瀏覽日期：115 年 10 月 28 日。

[3] 日本建築基準法施行令第 11 條規定：「法第七条の三第一項第一号の政令で定める工程は、二階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程とする。」，網址：https://laws.e-gov.go.jp/law/325CO0000000338，最後瀏覽日期：2026 年 10 月 28 日。

[4] 日本建築基準法施行規則第 4 條第之 11 規定：「特定行政庁は、法第七条の三第一項第二号及び第六項（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定しようとする場合においては、当該指定をしようとする特定工程に係る中間検査を開始する日の三十日前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。一、中間検査を行う区域を限る場合にあつては、当該区域。二、中間検査を行う期間を限る場合にあつては、当該期間。三、中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模を限る場合にあつては、当該構造、用途又は規模。四、指定する特定工程。五、指定する特定工程後の工程。六、その他特定行政庁が必要と認める事項」，網址：https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50004000040，最後瀏覽日期：2026 年 10 月 28 日。

[5] 同註 3。

條之 3 第 5 項應核發中間檢查合格證；同條第 6 項並明定[6]，「特定工程」後之工程，須於取得中間檢查合格證後始得進行。

（三）日本中間檢查近年逐步導入遠距及 BIM 等數位技術

日本國土交通省於 2024 年 4 月 16 日以國住指第 60 號通知[7]，說明建築基準法所定完工檢查及中間檢查之遠距實施方式。該通知指出，現行建築基準法令並未限制檢查人員以遠距方式實施完工檢查及中間檢查，並將遠距檢查所需事項及注意事項彙整為「運用數位技術遠端實施基於建築基準法的竣工檢查等操作指南」；實施遠距檢查時，現場應配置經檢查機關等認可之「檢查輔助者」，負責傳送檢查對象部位之影像等工作。

數位廳 2026 年 3 月公布之建設、建築業數位技術導入資料，進一步列舉中間檢查之實際案例。前田建設工業利用 360 度攝影及建築資訊建模（Building Information Modeling，簡稱 BIM）等 3D 空間資料製作配筋施工紀錄，系統擷取之照片已供辦理中間檢查使用，其適用範圍由 2024 年度 11 處工地增加至 2025 年度 24 處工地；目前並進一步進行無須檢查人員赴現場、僅以影像資料確認之完全遠距檢查實證[8]。

日本國土交通省規劃於 2029 年春導入 BIM 資料辦理建築確認及檢查之制度，並預定將 BIM 運用於中間及完工檢查。該構想並規劃於檢查階段使用建築確認所使用之共通資料交換格式資料（Industry Foundation Classes，簡稱 IFC 資料），未來再將審查資訊與施工狀

[6] 日本建築基準法第 7 條之 3 第 6 項規定：「第一項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号の指定と併せて指定する特定工程後の工程（第十八条第三十一項及び第三十五項において「特定工程後の工程」と総称する。）に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。」，網址：https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000201，最後瀏覽日期：2026 年 10 月 28 日。

[7] 日本國土交通省網站，〈デジタル技術を活用した建築基準法に基づく完了検査及び中間検査の遠隔実施について〉，國住指第 60 號，2024 年 4 月 16 日，頁 1-2，網址：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000149.html，最後瀏覽日期：115 年 10 月 28 日。

[8] 日本政府數位機構網站，《アナログ規制の見直しとデジタル技術導入に向けたポイント・効果―法定業務の実務で使えるデジタル技術―建設・建築業界編》，2026 年 3 月，頁 71，網址：https://www.regtech.digital.go.jp/pdf/202603_construction_architecture_guide.pdf，最後瀏覽日期：2026 年 10 月 2 日。

況資料連結，以提升檢查效率及精確性[9]。

撰稿人： 李振宇

[9] 日本國土交通省網站，《建築確認・検査における BIM データ審査の導入に関する基本構想》，2026 年 9 月，頁 3、5，網址：https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002023661.pdf，最後瀏覽日期：2026 年 10 月 2 日。